

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	こども・子育て安心課
委 託 業 務 名	児童虐待防止プログラム（CAP）研修業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市内学校園
概 要	子どもたちが様々な暴力から自分の権利を守るための教育プログラム。保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校で教職員、保護者・子どもを対象に実施する。
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	大人ワークショップ 1回 23,000円 子どもワークショップ ・就学前 1回 23,000円 ・小学生 1回 23,000円 ・中学生 1回 33,000円 ・スペシャルニーズプログラム 1回 33,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 東近江市八日市松尾町3-19 〔名 称〕 CAP滋賀
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	児童虐待防止プログラム（CAP）研修を開催するためには、特定非営利活動法人CAPセンター・JAPANが開催する研修を受講し、同団体から認定を受ける必要がある。滋賀県内で同団体からの認定を受け資格を所有したうえ、大津市内でCAP研修を実施できる団体は、CAP滋賀のみであることから同団体を選定するもの
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項  ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。